

年金給付の経過措置一覧(令和 6 年度)

生年月日	老齢基礎年金						老齢厚生年金								遺族厚生年金		
	資格期間	被用者金の加入期間	厚年の中高年齢加入期間	加入可能年数	配偶者の振替加算率	配偶者の振替加算額(注1)	定額部分の読替	定額部分の参考単価 単価×読替率(注3)		報酬比例部分の乗率(1,000分の)		(男子)支給開始年齢	(女子)支給開始年齢	配偶者の加給年金額(年額)(含特別加算)(注2)			
								昭和31年4月1日以前生まれの単価	昭和31年4月2日以後生まれの単価	総報酬制前	総報酬制後	報酬比例部分	定額部分			報酬比例部分	定額部分
								1,696円	1,701円								
～大正15年4月1日	旧制度の老齢年金又は通算老齢年金が支給されます。														610,300円		
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年	20年	15年	25年	1.000	234,100円	1.875	3,180円	—	9,500	7,308	60歳	55歳	234,800円	610,300円		
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22年	〃	〃	26年	0.973	227,779円	1.817	3,082円	—	9,367	7,205	〃	〃	〃	579,004円		
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23年	〃	〃	27年	0.947	221,693円	1.761	2,987円	—	9,234	7,103	〃	〃	〃	550,026円		
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24年	〃	〃	28年	0.920	215,372円	1.707	2,895円	—	9,101	7,001	〃	〃	〃	523,118円		
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	25年	〃	〃	29年	0.893	209,051円	1.654	2,805円	—	8,968	6,898	〃	〃	〃	498,066円		
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	〃	〃	〃	30年	0.867	202,965円	1.603	2,719円	—	8,845	6,804	〃	〃	〃	474,683円		
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	〃	〃	〃	31年	0.840	196,644円	1.553	2,634円	—	8,712	6,702	〃	56歳	〃	452,810円		
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	〃	〃	〃	32年	0.813	190,323円	1.505	2,552円	—	8,588	6,606	〃	〃	〃	432,303円		
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	〃	〃	〃	33年	0.787	184,237円	1.458	2,473円	—	8,465	6,512	〃	57歳	269,500円	413,039円		
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	〃	〃	〃	34年	0.760	177,916円	1.413	2,396円	—	8,351	6,424	〃	〃	〃	394,909円		
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	〃	〃	〃	35年	0.733	171,595円	1.369	2,322円	—	8,227	6,328	〃	58歳	〃	377,814円		
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	〃	〃	〃	36年	0.707	165,509円	1.327	2,251円	—	8,113	6,241	〃	〃	〃	361,669円		
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	〃	〃	〃	37年	0.680	159,188円	1.286	2,181円	—	7,990	6,146	〃	59歳	〃	346,397円		
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	〃	〃	〃	38年	0.653	152,867円	1.246	2,113円	—	7,876	6,058	〃	〃	〃	331,929円		
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	〃	〃	〃	39年	0.627	146,781円	1.208	2,049円	—	7,771	5,978	〃	60歳	304,100円	318,203円		
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	〃	〃	〃	40年	0.600	140,460円	1.170	1,984円	—	7,657	5,890	60歳	61歳	〃	338,800円	305,162円	
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.573	134,139円	1.134	1,923円	—	7,543	5,802	〃	〃	〃	373,400円	284,820円	
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.547	128,053円	1.099	1,864円	—	7,439	5,722	〃	62歳	〃	408,100円	264,477円	
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.520	121,732円	1.065	1,806円	—	7,334	5,642	〃	〃	〃	244,135円		
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.493	115,411円	1.032	1,750円	—	7,230	5,562	〃	63歳	〃	223,792円		
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.467	109,325円	1.000	1,696円	—	7,125	5,481	〃	〃	60歳	61歳	〃	203,450円
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	〃	〃	16年	〃	0.440	103,004円	〃	〃	—	〃	〃	〃	64歳	〃	〃	183,107円	
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	〃	〃	17年	〃	0.413	96,683円	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	62歳	〃	162,765円	
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	〃	〃	18年	〃	0.387	90,597円	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	142,422円	
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	〃	〃	19年	〃	0.360	84,276円	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	63歳	〃	122,080円	
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	〃	〃	—	〃	0.333	77,955円	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	101,737円	
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	〃	21年	—	〃	0.307	71,869円	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	64歳	〃	81,395円	
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	〃	22年	—	〃	0.280	65,548円	〃	〃	—	〃	〃	61歳	—	〃	〃	61,052円	
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	〃	23年	—	〃	0.253	59,227円	〃	〃	—	〃	〃	〃	—	〃	〃	40,710円	
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	〃	24年	—	〃	0.227	53,141円	〃	〃	—	〃	〃	62歳	—	〃	〃	20,367円	
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	〃	—	—	〃	0.200	46,960円	〃	—	1,701円	〃	〃	〃	—	〃	〃	—	
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	〃	—	—	〃	0.173	40,620円	〃	—	〃	〃	〃	63歳	—	〃	〃	—	
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	〃	—	—	〃	0.147	34,516円	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	61歳	—	〃	
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	〃	—	—	〃	0.120	28,176円	〃	—	〃	〃	〃	64歳	—	〃	〃	—	
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	〃	—	—	〃	0.093	21,836円	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	62歳	—	〃	
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	〃	—	—	〃	0.067	15,732円	〃	—	〃	〃	〃	65歳	—	〃	〃	—	
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	63歳	—	〃	
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	〃	—	〃	
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	64歳	—	〃	
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	〃	—	〃	
昭和41年4月2日～	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	65歳	—	〃	

(注1) 老齢基礎年金の配偶者「振替加算額」と遺族厚生年金の「経過的寡婦加算額」欄は配偶者の年齢でみず。

(注2) 老齢厚生年金の「配偶者の加給年金額」欄のうち、昭和9年4月2日以降は、配偶者特別加算を加えた額となります。

(注3) 老齢厚生年金の「定額部分の参考単価」欄は1円未満を四捨五入します。

・昭和31年4月1日以前生まれの単価1,696円は平成16年改正後の額1,628円に昭和31年4月1日以前生まれの改定率(令和6年度は1.042)を乗じた額。

・昭和31年4月2日以後生まれの単価1,701円は平成16年改正後の額1,628円に昭和31年4月2日以後生まれの改定率(令和6年度は1.045)を乗じた額。